

2010年12月9日  
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事及び印鑑登録に関する事に係る  
コンピュータ処理について (答申)

2010年11月30日付けで諮問(第456号)された住民基本台帳に関する事及び印鑑登録に関する事に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

本市では、現在、市民窓口センター、各市民センター及び新館1階に設置してある自動交付機により住民票の写し、印鑑登録証明書を交付しており、これらは交付できる時間帯が限られているため、市内はもとより県内県外に多く所在し、時間的にも早朝から夜遅くまで交付可能なセブンイレブン(以下「コンビニ」という。)で住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を可能にすることにより藤沢市民の利便性をさらに高めることができると考えている。

市民からは、税金等の収納はコンビニで出来るのになぜ住民票の写し等とはとれないのか、開設時間内には仕事が終わらないため行かれない等の苦情も寄せられている。また、勤務先のそばにあるコンビニでの交付を受けられるようにしてほしい旨の要望も寄せられている。

コンビニでの住民票の写し、印鑑登録証明書の発行については、平成22年

2月2日から東京都渋谷区，東京都三鷹市，千葉県市川市，同年4月6日には福島県相馬市，同年10月1日には松戸市において開始されており，利便性の向上に大きな成果をあげている。

こうした状況から，本市においても市民の利便性の向上，事務執行の効率化を図るため，平成23年2月1日からコンビニでの住民票の写し，印鑑登録証明書の発行を実施することとなった。

コンビニでの住民票の写し，印鑑登録証明書の発行の実施にあたっては，本市から(財)地方自治情報センターを通じ，各コンビニ店舗で設置した機器に個人情報を送信する必要がある。そこで，当該業務を行うにあたり，コンピュータを使用して伝送を行うことに対し，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンビニ証明の必要性

### ア 利便性の向上

コンビニにおける住民票の写し，印鑑登録証明書の発行は，取扱時間の拡大，自宅周辺・勤務先周辺の最寄りのコンビニなど取扱箇所が増により市民の利便性が向上する。(市民にとって，経費削減につながる。(休暇を取得することが少なくなる。交通費を掛けることが少なくなる。取得時間の短縮。))

#### 【現在】

##### ・証明発行の時間帯

市民窓口センター 8：30～17：00 (火・木は20：00まで)

各市民センター 8：30～17：00

自動交付機 8：30～20：00 (土・日祝祭日は17：00まで)

#### 【コンビニ証明】

・取扱時間 6：30～23：00

・取扱店舗数 全国のセブンイレブン12,942店舗(2010年10月末)

で，住民票の写し，印鑑登録証明書の取得が可能となる。

イ 住民票の写し，印鑑登録証明書がコンビニで取得可能となることから，市民窓口センター・各市民センター及び自動交付機での交付件数が減少となり，交付窓口の混雑緩和に繋がり，窓口で交付を受ける市民の待ち時間の短縮に繋がる。

### ウ 他市の状況

既にコンビニ証明を実施している自治体

平成22年 2月2日実施 東京都渋谷区，東京都三鷹市，千葉県市川市

平成22年 4月6日実施 福島県相馬市

平成22年10月1日実施 千葉県松戸市

平成22年11月1日実施 滋賀県愛荘町

平成23年1～4月実施予定 全国35自治体（藤沢市含む）

(3) 実施方法

本市と(財)地方自治情報センターの2者で「藤沢市証明書等自動交付事務の運営管理に係る協定書」「藤沢市証明書等自動交付事務委託契約書」を取り交わす予定である。

なお、10月に報告事項として説明した際、次の3点の指摘事項があった。

1点目、本市と地方自治情報センター、地方自治情報センターとコンビニ事業者がそれぞれほぼ同じ契約を結ぶのであれば、再委託ということになり、再委託を禁止している契約書の第4条で書面により本市の承諾を得ることになるので、その書面に個人情報の取り扱いについて、本市の条例を適用させる内容を盛り込む。

2点目、契約書の第9条に個人情報の取り扱いについて規定しているが、その条文に本市の条例がコンビニ事業者にも適用されるように、文言を追加する。

3点目、技術的な問題として、前の人の証明書データが出力されないまま、次の人がとろうとしたときに、データが残っていて、次の人のときに出てきてしまうのではないか。

1点目と2点目について、確認あるいは依頼をするため、11月19日に総務省に出向いて、総務省の担当者、地方自治情報センター、本市の3者で協議し、依頼文を提出した。その回答が、11月30日付けであった。

1点目の再委託については、地方自治情報センターはコンビニ事業者の仕組みを使うために委託契約をするのであって、本市から委託されたことを、再委託している訳ではないとの見解を、(財)地方自治情報センターが、総務省に確認したようなので、本市の再委託ではないかとの指摘はあたらなしていない。

2点目の契約書の変更については、全国統一のルールに則っているので、個別の求めには応じられないというのが1点と、市区町村と地方自治情報センターとの契約内容と同じ内容が、コンビニ事業者との間でも結ばれており、本市が地方自治情報センターに課している義務がコンビニ事業者にも及んでいるので、個人情報適正に保護されるよう万全を期している。

3点目については、口頭で(財)地方自治情報センターに確認したところ、初期画面にもどれば、データを消去するプログラムが働いて、前の人のデータは残らないので、次の人に出てしまうことはないとのことであった。

以上のことから、コンビニ事業者に条例の網がかからないことにはなるが、(財)地方自治情報センターとコンビニ事業者の委託契約の内容は、本市と(財)地方自治情報センターの委託契約の内容とほぼ同様で、本市条例の趣旨を十分に包含しているものである。

また、証明書の取得は、取得する本人の責任において、住基カードとパスワードによって、本市のコンピュータが認識した当該本人の住民情報や印鑑登録の情報のみが、(財)地方自治情報センターを経由してコンビニのマルチコピー

機に出力されることによって行われるのであって、本人のプライバシー、すなわち自己情報のコントロール権は担保されている。

さらに、コンビニの店員は、個人情報を入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、消去、出力などのコンピュータ処理を行うことはなく、個人情報を取り扱うのは、証明書の取り忘れや正しく印刷されない場合に「無効」のゴム印を押して本人に返却する場合など、ごく限られた場合であり、この場合においても本人の同意をもとにしていることは言うまでもない。

以上のことから、個人情報は適正に保護されているものである。

#### (4) 証明発行事務の流れ

##### ア 現行の証明発行事務

(ア) 市民窓口センター及び市民センター窓口における証明発行事務

(イ) 自動交付機における証明発行事務

##### イ コンビニに設置してある端末を利用した証明発行事務

市民がコンビニに設置してある端末を利用して証明書を取得する方法は、当該端末に住民基本台帳カード（暗証番号を登録する必要有り）をかざし、本市の証明交付サーバに接続した後、カードを取り外し（カード取り忘れの防止）、表示された証明書選択画面にタッチする方法により、暗証番号、交付種別（住民票の写しの場合）、世帯選択（住民票の写しの場合）、証明書記載項目選択（住民票の写しの場合）、部数を入力し、内容を確認した上で、証明書イメージダウンロード、手数料支払い（端末機横の投入口に投入）、印刷、取り忘れ注意のアナウンス、領収書印刷という順序になる。（コンビニの従業員は一切介さず、本人の責任において行われる。）

#### (5) コンピュータ処理の必要性

本市では現在、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行は、コンピュータにより行っている。

平成20年2月からは、市民窓口センター内に設置してある証明書自動交付機により交付を始めているが、さらにこのサービスを拡充するため、平成23年2月から全国のコンビニでの交付が出来るよう当該コンビニに設置してある機器と、(財)地方自治情報センターを中継して、コンピュータを利用して個人情報を送信することになるためコンピュータ処理が必要となる。

#### (6) 取り扱う個人情報

##### ア 住民票の写し

氏名・生年月日・性別・住民となった年月日・続柄・世帯主名・住所・住所を定めた日・前住所・本籍・筆頭者・転出予定地・転出確定地

##### イ 印鑑登録証明書

印影・住所・氏名・生年月日

#### (7) システムの機器構成

システム名 コンビニ証明交付システム

(8) 安全対策

ア 通信の安全対策

証明発行をする際の証明書のデータについては、PDF化されたものを本市から(財)地方自治情報センターの間はL G W A N (総合行政ネットワーク)回線を、(財)地方自治情報センターとコンビニに設置してある端末の間は専用回線を使用して送信し、それぞれの回線は暗号化等のセキュリティ対策が講じられており、安全性が確保されている。

イ (財)地方自治情報センターの安全対策

(ア) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止

(イ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、IPアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。

(ウ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

ウ 証明書データの不保持

(財)地方自治情報センターのシステム及び当該端末に送信されたPDFデータは、証明書が印刷された後又は印刷されなかったとしても、初期画面に戻った時点で、消去されるプログラムが起動し消去されるため、当該データは残らない。(財)地方自治情報センターに確認済み。)

エ 偽造・改ざん防止

証明書はA4普通紙に印刷するため、証明書データの両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

オ 取り忘れ防止策

当該端末の画面・音声により、住民基本台帳カード及び証明書の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

以上のように、セキュリティーレベルは極めて高く、外部からの侵入による情報漏洩などの脅威から個人情報を守る上で必要な対策は十分に講じられている。加えて、証明書の偽造・改ざん防止対策や取り忘れの防止策など、万が一のケースへの対策も講じているところである。

(9) 実施時期 (予定)

平成23年2月1日

(10) 提出資料

資料1 コンビニ証明交付システム概要図

資料2 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするもの

である。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本市では、現在、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行は、コンピュータにより行っている。

平成20年2月からは、市民窓口センター内に設置してある証明書自動交付機により交付を始めているが、さらにこのサービスを拡充するため、平成23年2月から全国のコンビニでの交付が出来るよう当該コンビニに設置してある機器と、(財)地方自治情報センターを中継して、コンピュータを利用して個人情報を送信することになるためコンピュータ処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア 通信の安全対策

証明発行をする際の証明書のデータについては、PDF化されたものを本市から(財)地方自治情報センターの間はL G W A N (総合行政ネットワーク)回線を、(財)地方自治情報センターとコンビニに設置してある端末の間は専用回線を使用して送信し、それぞれの回線は暗号化等のセキュリティ対策を講じている。

イ (財)地方自治情報センターの安全対策

(ア) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止

(イ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、IPアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。

(ウ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

ウ 証明書データの不保持

(財)地方自治情報センターのシステム及び当該端末に送信されたPDFデータは、証明書が印刷された後又は印刷されなかったとしても、初期画面に戻った時点で、消去されるプログラムが起動し消去されるため、当該データは残らない。

エ 偽造・改ざん防止

証明書はA4普通紙に印刷するため、証明書データの両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

オ 取り忘れ防止策

当該端末の画面・音声により、住民基本台帳カード及び証明書の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。ただし、コンビニでの証明書発行の手続については、①本市とコンビニでは、職員の就業形態や任用形態において違いがあること、②このような特性を踏まえて、十分注意をして利用することを、市民に広報等で周知することを条件とするものである。

以 上